

報道関係者各位

令和3年9月8日

【照会先】

労働基準局補償課

職業病認定対策室長 児屋野 文男

職業病認定対策室長補佐 本間 健司

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5205、5588)

(直通電話) 03(3502)6750

## 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果 及び労災認定した事案について公表します

厚生労働省の「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」（座長：東京医療保健大学教授 明石 真言）は、平成23年3月の東京電力福島第一原発事故後の作業従事者の2名から、それぞれ咽頭がんの労災請求がなされたことを受け、当該疾病が業務によるものかどうか検討を行った結果、それぞれ業務上との結論となり、それを踏まえ、福島労働局富岡労働基準監督署において、令和3年9月6日に労災認定しましたので、公表します。

厚生労働省では、東京電力福島第一原発事故後の緊急作業従事者に対して、電離放射線被ばくによる疾病等の労災補償に関するリーフレットを直接送付するなどにより、労災補償制度の周知に努めていきます。

なお、この公表については、緊急作業従事者を含む東京電力福島第一原発事故後の作業従事者に認定の要件を満たせば労災補償が受けられること等を周知する観点から、請求人の同意を得て公表するものです。

### 【添付資料】

資料 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定について

### 電離放射線障害の業務上外に関する検討会（非公開）について

○ 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」(座長:東京医療保健大学 教授 明石真言)では、東京電力福島第一原子力発電所における事故後の作業従事者の2名から、それぞれ咽頭がんの労災請求がなされたことを受け、当該疾病が業務によるものかどうか、検討を行った。

○ 咽頭がんと放射線被ばくに関する医学的知見については令和3年9月に報告書を取りまとめたところであり、その報告書を踏まえた咽頭がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方にに基づき業務上外を判断することが適当。

・咽頭がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方は以下のとおり。

- ①被ばく線量が100mSv以上であること
- ②放射線被ばくからがん発症までの期間が5年以上あること
- ③リスクファクターとして、放射線被ばく以外の要因(喫煙、飲酒、EBウイルス)についても考慮する必要がある

### 検討会の検討結果について

○ 東京電力福島第一原発事故後の作業従事者2名にそれぞれに発症した咽頭がんについて、それぞれ業務上との結論。(令和3年8月30日開催)

### 労災認定された事案について①

- 労働者は発症時60歳代の男性。
- 昭和52年4月～平成27年5月のうち約35年、放射線業務に従事。  
(東電福島第一原発事故後は、構内での作業に従事)
- 総被ばく線量 約199mSv [うち事故後の作業:約85mSv]
- 東電福島第一原発において原子炉の運転・監視業務に従事し、東電福島第一原発事故後は、東電福島第一原発構内における、がれきの撤去、原子炉への注水のためのホースの敷設業務等に従事。
- 東電福島第一原発事故後の業務では防護服・全面マスク等を着用。

## 労災認定された事案について②

- 労働者は発症時40歳代の男性。
- 平成8年5月～平成31年2月のうち約15年、放射線業務に従事。  
(東電福島第一原発事故後は、構内での作業に従事)
- 総被ばく線量 約386mSv [うち事故後の作業:約44mSv]
- 医療機関において放射線技師としてX線撮影業務に従事し、その後、全国の原子力発電所において作業員の被ばく線量管理等の業務に従事し、東電福島第一原発事故後は、東電福島第一原発構内における放射線量測定業務等に従事。
- 東電福島第一原発事故後の業務では防護服・全面マスク等を着用。

## 東京電力福島第一原発事故後の作業従事者の労災認定状況

- これまでに労災認定された東電福島第一原発事故後の作業従事者に発症した疾病は、白血病3件、甲状腺がん2件、肺がん1件。

## 緊急作業従事者への労災補償制度の周知について

- 緊急作業従事者(約2万人)に対し、平成24年度から電離放射線被ばくによる疾病等の労災補償に関するリーフレットを7回、直接送付している。

※ 以上については、緊急作業従事者を含む東電福島第一原発事故後の作業従事者に労災認定要件を満たせば労災補償が受けられること等を周知する観点から、請求人の同意があり公表するもの。